

# 公益財団法人中央果実協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大に至る事業を行うこと等により、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定果実（果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業、特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の保管に関する事業、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業その他果実の生産及び出荷に関する事業並びに一般社団法人又は一般財団法人であって都道府県の区域において果実の生産及び出荷に関する事業を協会と連携して行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対する助言、指導、その他の援助

(2) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業

- (3) 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業
  - (4) 果実及び果樹農業についての情報の収集及び提供に関する事業
  - (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 協会は、当分の間、前項に規定する事業のほか、国産青果物（国産の野菜及び果実をいう。）を原料とした新商品の開発を推進する取組等を支援する事業を行う。
- 3 前2項に規定する事業については、本邦において行うものとする。ただし、第1項第4号に掲げる事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 協会の資産は、基本財産、事業資金及び普通財産とする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産

(2) 評議員会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業資金)

第7条 事業資金は、第4条に掲げる事業に係る政府からの補助金その他の業務方法書で定める資金をもって構成する。

(普通財産)

第8条 普通財産は、基本財産及び事業資金以外の財産とする。

(資産の管理)

第9条 協会の資産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の

決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(寄託金)

第10条 協会は、この法人の財政基盤の強化のため、寄託金を預かることができる。

2 前項の寄託金の管理及び処分の方法は、評議員会の決議により別に定める寄託金規程によるものとする。

(借入金)

第11条 協会は、第4条に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、その事業年度内において一時借入れをすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

(事業年度)

第12条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は次の書類（以下「事業報告及び決算書類」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない
- 4 第1項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第16条 協会に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（3）同一業界の関係者の占める割合は、評議員の総数の2分の1を超えないものであること。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第19条 評議員に対して、各年度の総額が45万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

（構成）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

（1）役員を選任及び解任

- (2) 評議員及び役員の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 寄託金規程
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評

議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第29条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
- (2) 監事2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。



- 3 理事長及び副理事長を代表理事とする。
- 4 専務理事及び常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第9条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会の決議によって代表理事の中から理事長及び副理事長を選定する。
- 4 理事会の決議によって業務執行理事の中から専務理事及び常務理事を選定する。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 同一業界の関係者の占める割合は、理事の総数の2分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務及び権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告する。

5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

(役員任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事又は監事から会議の目的である事項を示して、理事会の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第38条 理事長は、理事会の開催の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算書類の承認
- (3) 業務方法書の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 代表理事の中から理事長及び副理事長の選定、業務執行理事の中から専

## 務理事及び常務理事の選定

(7) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務権限規程の決定

(8) 前各号に定めるもののほか、協会の業務執行の決定

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

## 第8章 業務の執行

(業務方法書)

第43条 この定款に定めるもののほか、事業の執行に関する事項その他業務運営に必要な事項は、業務方法書をもって定める。

2 業務方法書は、理事会において定める。これを変更しようとするときも同様とする。

(業務実施規程)

第44条 法第4条の5に基づき、理事長は、法第4条の4第1号に掲げる事業を実施しようとするときには、業務実施規程を作成し、理事会の議決を経た上で農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業計画及び収支予算の農林水産大臣の承認)

第45条 法第4条の6第1項に基づき、理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を経た上で、事業計画及び収支予算について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告書及び収支決算書の農林水産大臣への提出)

第46条 法第4条の6第2項に基づき、理事長は、毎事業年度終了後3箇月以内に、評議員会への報告又は承認を経た上で、事業報告書及び収支決算書について農林水産大臣に提出しなければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第48条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 補 則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この定款は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。